よくある質問（研修受講関係）

|  |
| --- |
| 問１　Ａ利用者への３号の認定証を持っている。Ｂ利用者への喀痰吸引が必要になった。実地研修を行うだけでよいか。 |

答１　まず、基本研修を受講した３号の登録研修機関に、研修の申込をしてください。基本研修は省略できますが、研修の申込や支払いは必要です。そこで、研修機関に研修計画等を確認してもらってから、実地研修となります。実地研修終了後、必要書類を登録研修機関に送付し、研修修了書を発行してもらいます。それから京都府に認定証の申請をしてください。

|  |
| --- |
| 問２　経過措置としてＡ利用者への喀痰吸引の認定証を持っている。Ｂ利用者への喀痰吸引が必要になった。 |

答２　経過措置はＢ利用者へは適用されません。３号研修を基本研修から受講することが必要です。

|  |
| --- |
| 問３　経過措置としてＡ利用者への喀痰吸引の認定証を持っている。Ａ利用者への経管栄養が必要になった。 |

答３　３号研修を基本研修から受講することが必要です。

|  |
| --- |
| 問４　Ａ利用者への喀痰吸引の３号の認定証を持っている。Ｂ利用者への喀痰吸引が必要になった。同じ喀痰吸引なので研修は不要か。 |

答４　３号の認定証は、特定の利用者の特定の行為に対してのみ有効です。認定証には、対象者の氏名と実施できる行為が記載されています。Ｂ利用者に対しては、研修が必要です。ただし、基本研修はすでに受講されているので、実地研修のみとなります。３号の登録研修機関にお申し込みください。

|  |
| --- |
| 問５　Ａ利用者への喀痰吸引の３号の認定証を持っている。Ａ利用者への胃ろうが必要になった。同じ利用者なので研修は不要か。 |

問５　３号の認定証は、特定の利用者の特定の行為に対してのみ有効です。認定証には、対象者の氏名と実施できる行為が記載されています。胃ろうに対しては、研修が必要です。ただし、基本研修はすでに受講されているので、実地研修のみとなります。３号の登録研修機関にお申し込みください。

|  |
| --- |
| 問６　特別養護老人ホームでの経過措置として認定証を持っている。訪問介護事業所に異動になったが、認定証は有効か。 |

答６　特別養護老人ホームでの経過措置は、不特定多数の者に対するものであり、居宅サービスでも有効です。

|  |
| --- |
| 問７　１号２号研修の基本研修を受講したが、実地研修前に訪問介護事業所に異動になった。３号研修の実地研修をすることで、３号の研修終了とならないか。 |

答７　１号２号研修と３号研修は、法令上別のものと定められています。３号研修の実地研修を行うのであれば、基本研修も３号研修のものを受講することが必要です。平成２７年４月より、１種類の行為でも２号研修を修了とすることができるようになりましたので、２号の実地研修を修了されることをおすすめします。

|  |
| --- |
| 問８　退院後すぐ、喀痰吸引が必要だが、入院中に実地研修をしてよいか。 |

答８　医療機関での実地研修はできません。外泊時に自宅で行ってください。

|  |
| --- |
| 問９　訪問介護事業所なので、研修の指導看護師がいない。どうしたらよいか。 |

答９　３号研修であれば、利用者をよく知っている訪問看護ステーションにお願いすることをおすすめします。もし、訪問看護ステーションに指導看護師がおられなくても、３号研修の指導看護師には、テキストとＤＶＤの自己学習で、なることができます。ただし、准看護師は指導看護師になれません。

|  |
| --- |
| 問１０　訪問介護員が、２号研修を受講しており、実地研修が必要になった。訪問看護ステーションの看護師に実地研修の指導看護師になってもらえるか。 |

問１０　訪問看護ステーション勤務であることは問題ありませんが、その看護師が１号２号研修の指導者養成研修を受講している必要があります。１号２号の指導看護師は、自己学習ではなれません。

|  |
| --- |
| 問１１　指導看護師になるには、登録が必要か。 |

答１１　京都府への登録は不要です。１号２号研修の指導看護師になるには、指導者養成研修を受講している必要があります。指導者養成研修終了後、修了証を発行しています。３号の指導看護師はテキストとＤＶＤの自己学習でなることができますので、修了証はありません。

|  |
| --- |
| 問１２　１号、２号、３号研修で実地研修を行うにあたって、京都府への登録が必要か。 |

答１２　１号、２号、３号の登録研修機関に研修申込をして、認定証取得のための実地研修を行うのに、京都府への事前申請や登録は不要です。登録研修機関との契約になります。詳細は登録研修機関にお問い合わせください。

しかし、実地研修を行うには、医療機関との連携や役割分担、緊急時の対応、関係書類の整備等、事業所登録を行うのと、同レベルの要件を整えていただく必要があります。

　　　研修終了後、業務として実施する際には京都府へ「登録特定行為事業者」の登録が必要です。研修開始時、京都府への登録は不要ですが、登録ができるだけの体制を整えてから研修を行って下さい。

|  |
| --- |
| 問１３　介護職員の研修を、基本研修から自法人で行いたい。 |

答１３　登録研修機関としての登録が必要です。

|  |
| --- |
| 問１４　看護師だが、訪問介護員として勤務している。喀痰吸引等を行うのに、研修を受講する必要があるか。 |

答１４　研修の受講は不要です。ただし、訪問介護員として勤務している看護師は、介護職員としての扱いになりますので、事業所登録が必要です。事業所登録の従事者名簿に記載いただき、添付書類として、認定証ではなく看護師免許証のコピーを添付してください。